

青森県報

第九百三十一号

令和七年
六月二十五日
(水曜日)

目次

告 示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正……………(河川砂防課) ……一

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(地域企業支援課) ……二

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(農林水産政策課) ……五

選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) (事務局) ……六

告

示

青森県告示第三百六十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第

三条第一項の規定により、平成十年九月十六日青森県告示第六百号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青県土整備事務所に備えて置いて縦覧に供する。

令和七年六月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

第二号を次のとおり改める。

二 山崎急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。
標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	東津軽郡今別町	山崎	山元	四三三
二	〃	〃	〃	四三
三	〃	〃	〃	四二
四	〃	〃	〃	五一の三
五	〃	〃	〃	五六の二
六	〃	〃	〃	六九
七	〃	〃	〃	六九地先海浜地
八	〃	〃	〃	六九地先海浜地
九	〃	〃	〃	六五の六地先海浜地
十	〃	〃	〃	六五の六地先海浜地
十一	〃	〃	〃	五五の一
十二	〃	〃	〃	五五の一
十三	〃	〃	〃	五五の一
十四	〃	〃	〃	五五の一
十五	〃	〃	〃	五五の一
十六	〃	〃	〃	五五の一
十七	〃	〃	〃	五五の一
十八	〃	〃	〃	五五の一
十九	〃	〃	〃	五五の一
二十	〃	〃	〃	五五の一
二十一	〃	〃	〃	五五の一
二十二	〃	〃	〃	五五の一
二十三	〃	〃	〃	五五の一
二十四	〃	〃	〃	五五の一
二十五	〃	〃	〃	五五の一
二十六	〃	〃	〃	五五の一
二十七	〃	〃	〃	五五の一
二十八	〃	〃	〃	五五の一
二十九	〃	〃	〃	五五の一
三十	〃	〃	〃	五五の一
三十一	〃	〃	〃	五五の一
三十二	〃	〃	〃	五五の一
三十三	〃	〃	〃	五五の一
三十四	〃	〃	〃	五五の一
三十五	〃	〃	〃	五五の一
三十六	〃	〃	〃	五五の一
三十七	〃	〃	〃	五五の一
三十八	〃	〃	〃	五五の一
三十九	〃	〃	〃	五五の一
四十	〃	〃	〃	五五の一
四十一	〃	〃	〃	五五の一
四十二	〃	〃	〃	五五の一
四十三	〃	〃	〃	五五の一
四十四	〃	〃	〃	五五の一
四十五	〃	〃	〃	五五の一
四十六	〃	〃	〃	五五の一
四十七	〃	〃	〃	五五の一
四十八	〃	〃	〃	五五の一
四十九	〃	〃	〃	五五の一
五十	〃	〃	〃	五五の一

株式会社アルカスインターナショナル 青森市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 内山誠一	株式会社アルカスインターナショナル 青森市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 阪本敏之	令和 五・五・三
株式会社翁屋 青森市南佃一丁目一八の一五 代表取締役 阿部淳之輔	変更なし	
株式会社ファイブフォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目一三 代表取締役 風間隆行	変更なし	
株式会社タカキュー 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 大森尚昭	株式会社タカキュー 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 伊藤健治	令和 六・九・七
株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文	変更なし	
株式会社キクヤメガネ 青森市新町一丁目一の一七 代表取締役 羽田和弘	変更なし	
有限会社リケン洋食器店 青森市新町二丁目二の七 代表取締役 田中晃	変更なし	
株式会社水晶堂 八戸市小中野五丁目一の二五 代表取締役 小野寺太朗	変更なし	
B Rサーティワンアイスクリーム株式会社 東京都品川区上大崎三丁目一の一 代表取締役 渡辺裕明	変更なし	
株式会社成田本店 青森市新町一丁目一三の四 代表取締役 福田則人	変更なし	
株式会社コトエイ 青森市大字鶴ヶ坂字田川四八の一 代表取締役 棟方光栄	変更なし	

有限会社沖館薬局 青森市柳川二丁目四の一九 代表取締役 岡島祐史	株式会社沖館薬局 青森市柳川二丁目四の一九 代表取締役 岡島祐史	令和 六・六・三
株式会社サンポウ 群馬県沼田市薄根町四七〇の一 代表取締役 平井秀明	変更なし	
合同会社神句楽 青森市奥野一丁目二の一八 代表取締役 平野佳奈子	合同会社神句楽 青森市奥野一丁目二の一八 代表取締役 江良佳奈子	令和 六・〇・三
ニュータウン商事株式会社 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 相馬敏行	変更なし	
株式会社モリタ 秋田県秋田市山王三丁目三の九 代表取締役 盛田良紀	変更なし	
株式会社ナカザワ 滋賀県湖南市中央二丁目九二 代表取締役 中澤道盛	変更なし	
株式会社マインドゲームス 青森市橋本三丁目四の一三 代表取締役 佐々木良二	変更なし	
株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩一丁目四八の一四 代表取締役 木山剛史	変更なし	
鳥潟務 青森市緑三丁目九の二	変更なし	
株式会社ダブリュ・アイ・システム 東京都豊島区池袋二丁目四三の一 代表取締役 鈴木貴久	変更なし	
エム・ワイ有 青森市桜川九丁目一三の二〇 代表取締役 高谷政夫	変更なし	

株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市太白区柳生一丁目六 の三 代表取締役 堀田政和	株式会社フレックスコーポレー ション 青森市第二間屋町一丁目五の一五 代表取締役 加川雄飛	株式会社カネモト 青森市新町二丁目五の五 代表取締役 野澤正樹	株式会社i t o 宮城県栗原市一迫字三嶋一七の一 代表取締役 小野寺弘	株式会社神戸屋呉服店 青森市堤町二丁目二三の六 代表取締役 足立弘長	株式会社東品川 東京都品川区東品川四丁目二の 六 代表取締役 堀内一夫	株式会社ヤマダヤ 愛知県名古屋市中区城西一丁目三 の一 代表取締役 山田太郎	株式会社ジャミン 東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目一九 の九 代表取締役 坪内良夫	エステールホールディングス株式 会社 東京都中央区銀座一丁目一九の七 代表取締役 丸山雅史
変更なし	—	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
	令和 七・三・九								

株式会社明石スクールユニフォー ムカンパニー 岡山県倉敷市児島田の口一丁目三 の四四 代表取締役 河合秀文	株式会社ハニーズホールディング ス 福島県いわき市鹿島町走熊字七本 松二七の一 代表取締役 江尻英介	株式会社ブルービープランニング 福島県須賀川市南町一三〇 代表取締役 栗城幸一	糸魚川幸相 弘前市大字南大町一丁目七の一	株式会社ラ・クレール 青森市大字細越字柴山三二〇の三 代表取締役 太田昌世	株式会社ティーループ 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 高橋耕大	株式会社ベルーナ 埼玉県上尾市宮本町四の二 代表取締役 安野清	Z A K A N A K A 株式会社 福岡県福岡市東区多の津二丁目六 の三 代表取締役 桑島光雄	Z A K A N A K A 株式会社 福岡県福岡市東区多の津二丁目六 の三 代表取締役 上小城秀幸	ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目七の三五 代表取締役 諸橋友良	和田美紀子 青森市本町二丁目七の一八
変更なし	変更なし	変更なし	—	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
令和 六・三・六			令和 六・八・三				令和 六・六・一			

株式会社フェイス 大阪府大阪市中央区南新町一丁目 三の10 代表取締役 佐々木勉	変更なし		
maテレコム株式会社 東京都江東区豊洲三丁目二の二四 代表取締役 柴崎秀紀	変更なし		
株式会社フードプロセッシングファ クトリー 青森市松原三丁目九の一八 代表取締役 山崎功造	変更なし		
イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の1 代表取締役 井出武美	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の1 代表取締役 古澤康之	令和 七・三・一	
株式会社グリーンハウスフーズ 東京都新宿区西新宿三丁目二〇の 二 代表取締役 田沼千秋	変更なし		
株式会社ホットランド 東京都中央区新富一丁目九の六 代表取締役 佐瀬守男	変更なし		
有限会社アルパジョン 八戸市下長二丁目一の二五 代表取締役 松坂和治	—	令和 七・三・三	

四 届出年月日

令和七年六月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

令和七年六月二十五日から同年十月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年十月二十七日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年六月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 物品等の名称及び数量

青森県農林水産部車両 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県農林水産部農林水産政策課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和七年五月十五日

五 落札者の名称及び住所

株式会社トヨタレンタリース青森

青森市新田三丁目六の四

六 落札金額

九千九百四十五万九千三百六十円

七 落札者を決定した手続

賃貸借に要求する仕様が満たされていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和七年四月四日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十四号

令和七年六月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和七年六月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二〇、五八二人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二二八、六三五人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東津軽郡選挙区	五、七七七人
西津軽郡選挙区	四、六四七人
南津軽郡選挙区	六、一七八人
北津軽郡選挙区	六、九四五人
上北郡選挙区	二五、九四四人
三戸郡選挙区	一七、五七六人
青森市選挙区	七六、二五一人
弘前市選挙区	四六、四七三人
八戸市選挙区	六一、五二一人
黒石市選挙区	八、八四七人
五所川原市選挙区	一七、四七五人
十和田市選挙区	一六、五四二人
三沢市選挙区	一〇、四一五人
むつ市選挙区	一九、〇三二人
つがる市選挙区	八、四八六人
平川市選挙区	一〇、九二二人

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭